

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会について

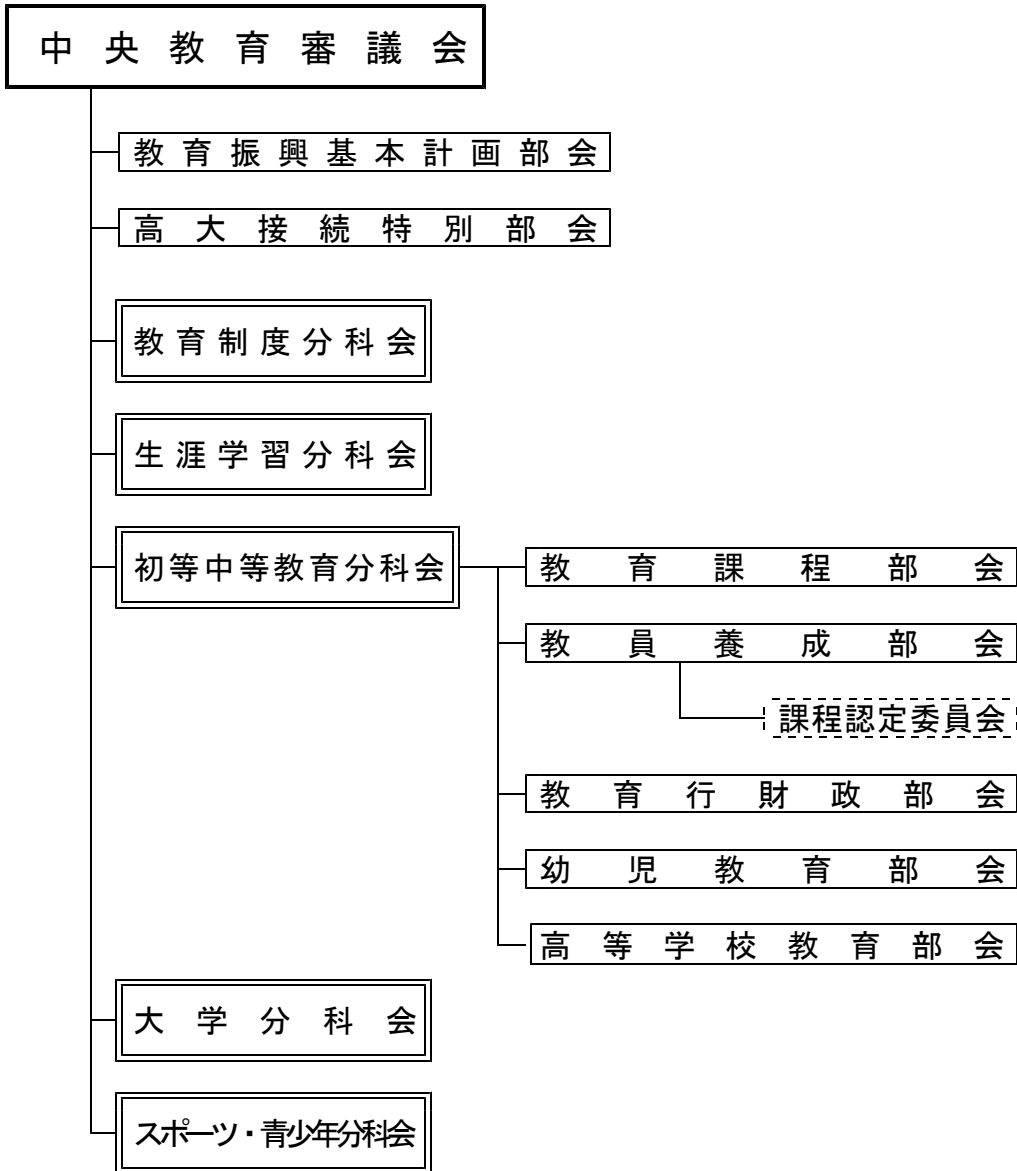
1. 教員養成部会の審議事項について

- (1) 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項並びに教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき中央教育審議会（以下「審議会」という。）の権限に属させられた事項

2. 課程認定委員会の審議事項について

- (1) 教員免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める大学等の課程の認定（以下「課程認定」という。）の審査に関する事項
- (2) 課程認定を受けた大学等への実地視察に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、課程認定を受けた大学等の課程の水準の維持及び向上に関する事項

(参考)



(注) は分科会、 は部会、 は委員会等